

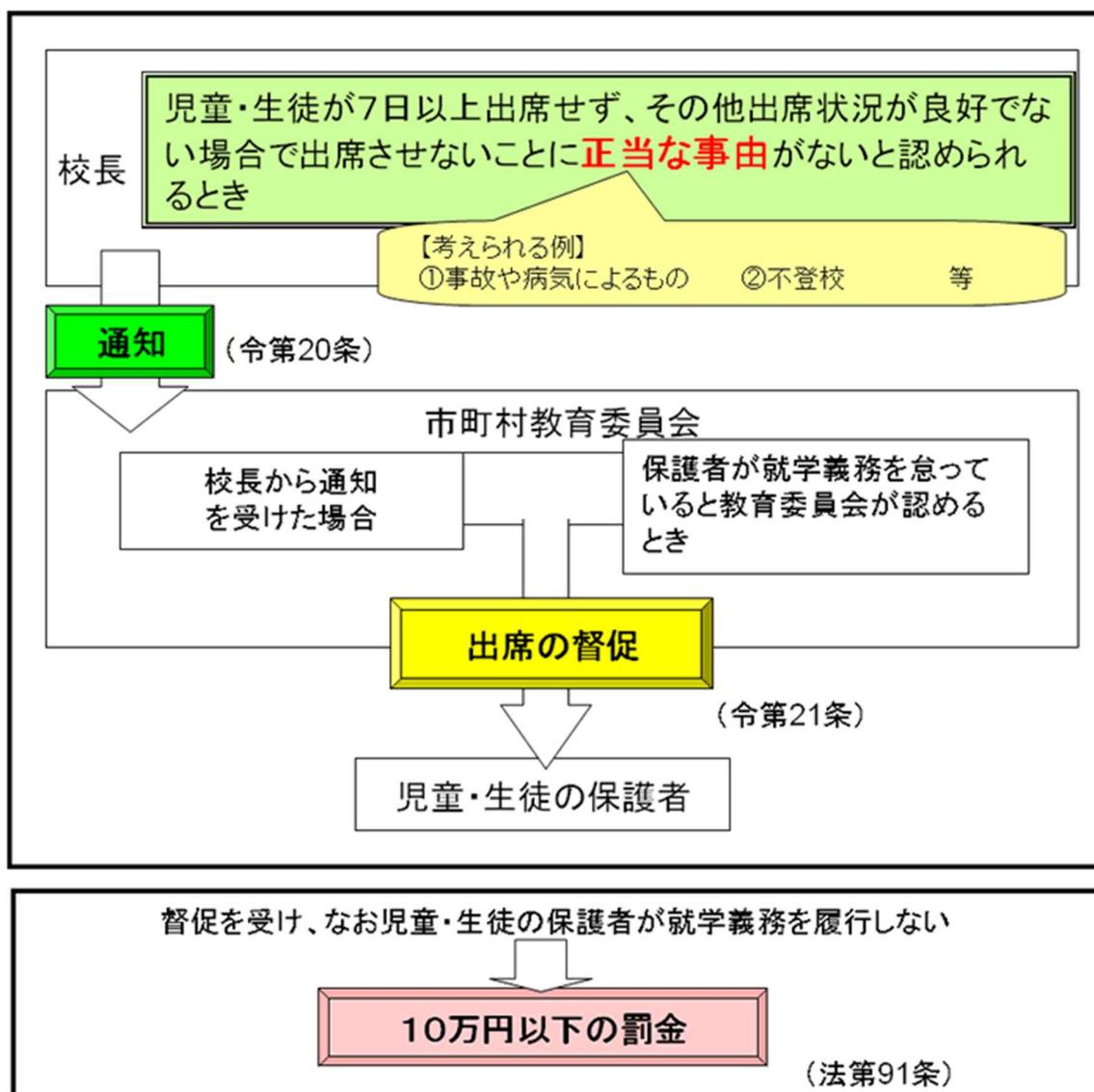


しかし、学校の仕組みは国によって大きく異なっています。世界各国の学校体系は、文部科学省のホームページ「世界の学校体系」で見ることができます。

## 2. 義務教育

日本では、国には学校教育制度を整備する義務があり、都道府県に特別支援学校を、市区町村には小中学校を設置する義務があります。そして、そして保護者には子どもを就学させる義務があります。

保護者がその子どもを就学させる義務を怠った場合、以下のように定められています。



出典:文部科学省「現行の就学義務履行の督促の仕組み」

保護者にその子どもに教育を受けさせる義務はあっても日本のような督促や罰則などがない国、子どもに就学する義務のある国など、「義務教育」の考え方は国により多様です。また、就学後卒業に至らず途中で学校をやめる子どもたちが少なくない国、修了試験に

合格した場合のみ次の義務教育学校に進むことができる国などその実態は様々です。

現在、日本では、外国籍の保護者には就学する義務はありません。他方、外国人の子どもが公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受入れるとともに、教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障するとしています<sup>1</sup>。

### 3. 教育課程の基準

日本の義務教育学校および高等学校は、国が教育課程の基準として示す「学習指導要領」をもとに教育活動を行っています。このような基準を「ナショナル・カリキュラム」と呼びます。

「学習指導要領」が約10年に一度、社会的な変化に合わせて改訂されることからわかるように、「ナショナル・カリキュラム」は、世界やその国の社会情勢にあわせて改訂されます。

言い換えると、その時々そして将来的な社会状況を視野に、その国(社会)が子どもたちに期待する内容が大きく反映されるのです。

### 4. 学校の文化

朝の挨拶、健康観察、授業開始時と終了時の挨拶、学校への持ち物、給食、動物飼育、連絡帳、遠足、修学旅行、などは日本の学校文化です。日本では多くの場合認められていない「おやつ」を学校にもってこることが自由な国もあります。

### 5. 「障害」と学校教育

日本は、1974年に「盲・聾・養護学校」を整備し、どのような障害のある児童生徒も学校教育を受けられる仕組みを作りました。その領域を国際的な標準呼称である「特殊教育」(Special Education)と呼んできました。

#### (1) 「特殊教育」と「特別支援教育」

日本は、2007年に「障害のある児童生徒を対象とした教育」を「特殊教育」(“Special education”)から「特別支援教育」(“Special needs education”)という表現に変えました(学校教育法 2007年4月1日施行)。

前者と後者の違いは、通常学級に在籍する障害のある児童生徒をその対象に含めるとした点、「場の整備」から「一人ひとりのニーズに応じた教育」に転換する点です。

しかし「特殊教育」(“Special education”)は「障害のある子どもの教育」を意味する表現として現在も多くの国々で用いられている一般用語であり、今回調査を行った国々においても「特殊教育」という表記がなされていることから、本資料では混乱を避けるため、“Special education”を従来通り「特殊教育」と訳しています。

---

<sup>1</sup> 出典：文部科学省、「外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について」(参考：文部科学省、「外国人の子等の就学に関する手続について」)

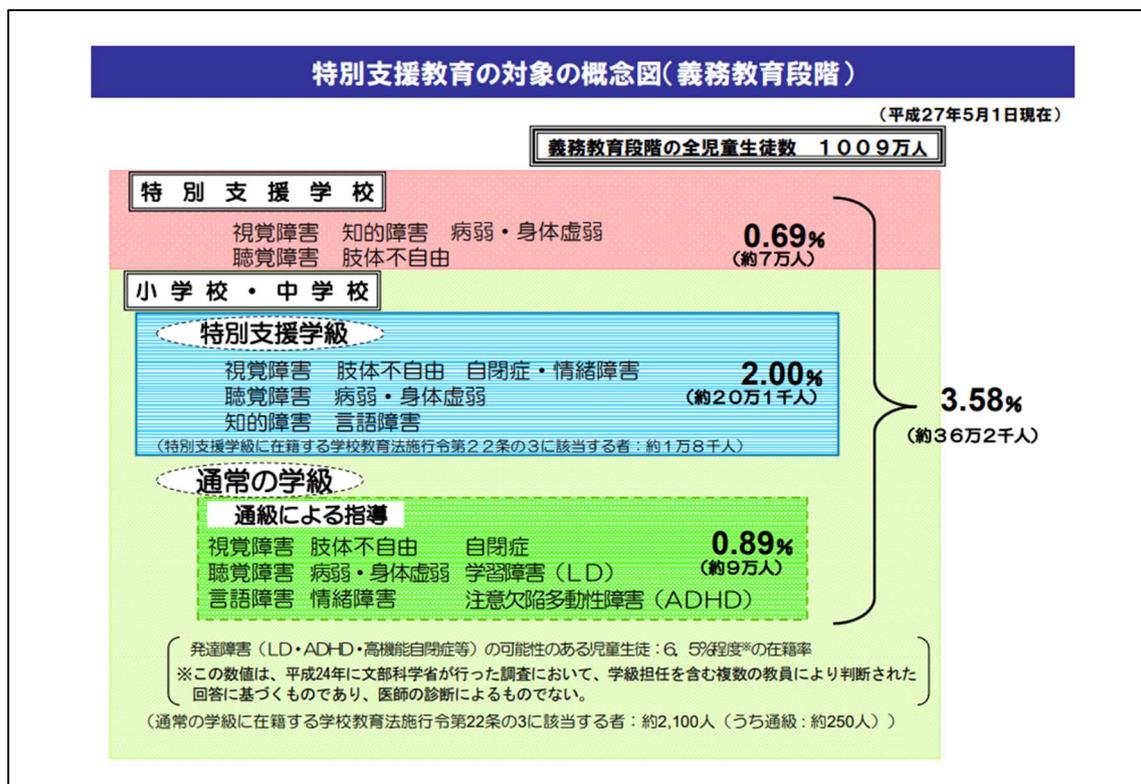
## (2) 障害のある児童生徒に対する日本の教育の特色

障害のある児童生徒に対する日本の教育の大きな特徴は、教育課程のなかに「自立活動」という教育領域を設けている点です。その目的は、以下のようになっています。

障害のある幼児児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中学校等の幼児児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となる。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。<sup>2</sup>

これに加え、障害のある児童生徒の学ぶ学校や学級では、その障害の状況に合わせ、教科学習、自立活動、特別活動、道徳等を合わせた指導が行われたり、小中学校の通常学級が扱う各教科の目標や内容を下の学年の内容に替えて扱うなど(「下学年適用」、教育内容や方法が工夫されています。

他方、今回の調査対象国の多くでは、障害のある児童生徒に対して小中学校の通常学級が扱う基準内容が扱われています。

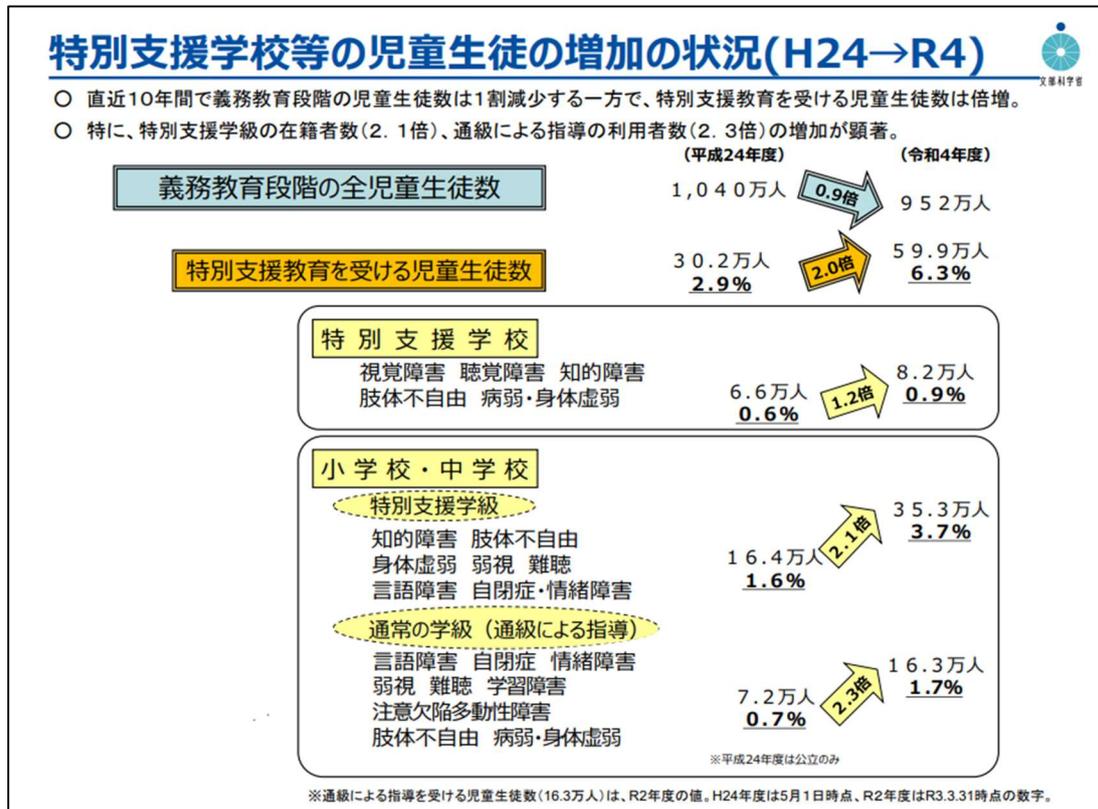


出典:文部科学省

<sup>2</sup> 出典:文部科学省, 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部) 平成30年4月

「特別支援教育」を受ける児童生徒数は年々増加しており、数値は文部科学省が毎年行う「学校基本調査」結果(以下の URL)から確認することができます。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)



「通常学級に在籍する発達障害のある可能性のある児童生徒」については、文部科学省が2022年に実施した調査で8.8%でした。調査結果の詳細は、文部科学省のHPで見ることができます。

## 6. 「発達障害」について

「発達障害」は「発達障害者支援法」(2005年4月1日施行)に定められた障害をその内容とするもので、日本の概念です。これは、これまで既存の障害者福祉制度の谷間に置かれ、その気付きや対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などを「発達障害」と総称して、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を国・自治体・国民の責務として定めた法律です<sup>3</sup>。

なお、「発達障害」にあたる英語表記は Developmental Disorder, Developmental Disfunction, Developmental Disabilities 等がありますが、それらは国によって知的障害や肢体不自由を含む概念であるなど多様です。

<sup>3</sup>出典: 国立障害者リハビリテーションセンター, <http://www.rehab.go.jp/ddis/system/ddact/>

## 【発達障害者支援法】

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

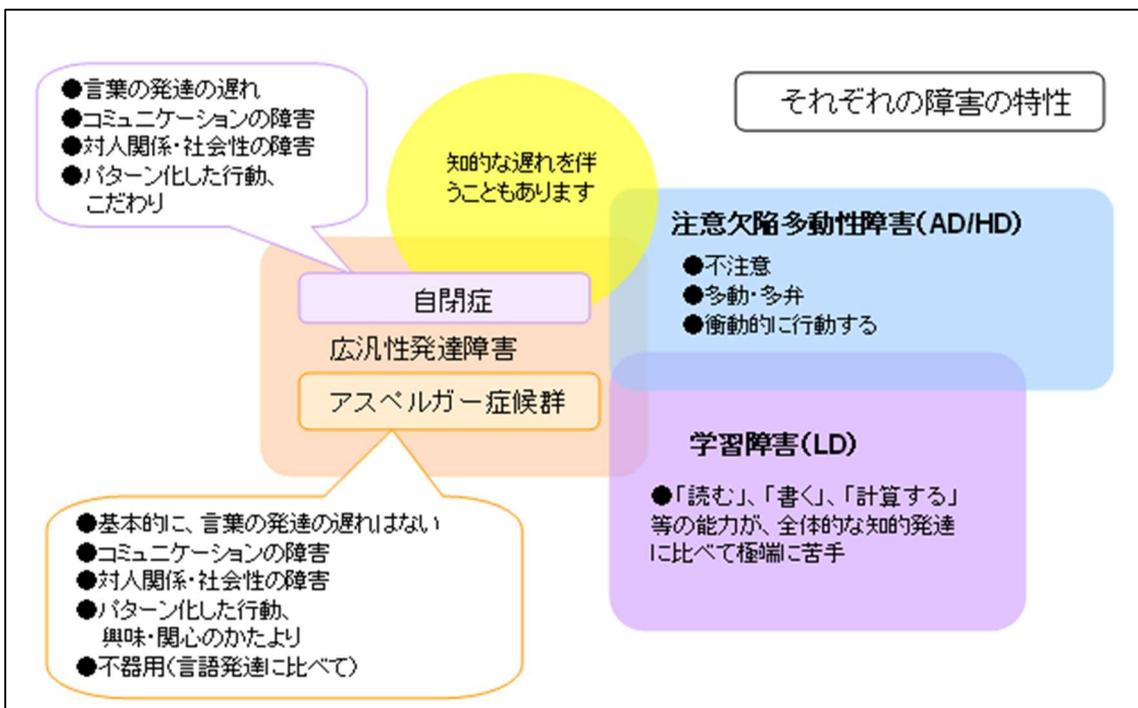
## 【発達障害者支援法施行令】

(発達障害の定義)

第一条 発達障害者支援法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

## 【発達障害者支援法施行規則】

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。)とする。



出典:厚生労働省、「政策レポート」発達障害の理解のために